

## 留意事項

## 第1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱い

## 1 理事会の開催について

## (1) 理事会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず年度内に開催することが困難であった法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。

## (2) 理事会における「対面」の解釈

理事会については、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。

また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付け社援発0427第1号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙をいう。以下「ガイドライン」という。）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインでいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はない。

## (3) 理事会決議の省略

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされる。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、第1-1（1）及び（2）のとおり取り扱われたい。

## 2 評議員会の開催について

## (1) 評議員会の開催

評議員会の開催については、第1-1（1）及び（2）と同様に取り扱われたい。

## (2) 評議員会決議の省略

評議員会決議の省略については、第1-1（3）と同様であるが、第1-1（3）のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能である。

## 3 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類について

次の書類については、原則として法令の規定に従い、法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならないものであるが、職員の出勤抑制等により、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

① 法第45条の27第2項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに

作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書

- ② 法第45条の34第1項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- ③ 法第59条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあつては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
- ④ 法第55条の2第2項の規定に基づき、会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

**第2 評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について**  
令和3年度は、多くの社会福祉法人において、平成28年の社会福祉法人制度改革以降初めて評議員の一斉改選が行われることになることから、次のとおり、その取扱いに係る留意事項を取りまとめた。

### 1 基本的な考え方

- (1) 評議員の選任に当たっては、社会福祉法人定款例等に定めるとおり、評議員選任・解任委員会において議決を行うことが一般的とされていることから、以下、評議員選任・解任委員会を開催する方法により、評議員の改選を行う場合の留意事項についてお示しするものである。
- (2) 法第41条第1項の規定により、評議員の任期満了日は「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」である。
- (3) (2)の任期満了日の算定に当たっては、評議員選任・解任委員会の議決のあった日を起算点とする。
- (4) (3)に関わらず、法人と評議員の委任関係については、評議員の就任承諾をもって開始されるものである。
- (5) このため、定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で、就任承諾を行う場合には、新旧評議員が切れ目なく選任される。
- (6) ただし、定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うことが困難な場合には、次のような取扱いが考えられ、法人の実情に応じていずれかを選択することも可能。
  - ① 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決
  - ② 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決

### 2 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項

- (1) 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行う場合、新評議員の任期については、当該議決のあった日を起算点として任期満了日を算定する一方、法人と新評議員との委任関係の始期となるその就任承諾のあった日から開始されるものである。

(2) 新評議員を切れ目なく選任する観点から、その就任承諾書等の日付けは、当該定時評議員会の日とすることが望ましいが、やむを得ずこれが定時評議員会よりも後の日となる場合は、3のとおり取り扱う。

(3) なお、3月中に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行った場合には、定時評議員会の前年度から任期を起算することとなり、通常よりも任期が1年短くなってしまうことに留意。

### 3 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項

(1) 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行う場合、定時評議員会終了から新評議員が就任するまでの期間については、法第42条第1項の規定により、「評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。」とされていることから、当該期間は、旧評議員が暫定的に職務を担うものである。

(2) ただし、長期間、旧評議員に法人運営に係る責任を負わせることは適当ではないことから、定時評議員会終了後、速やかに評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うとともに、その就任承諾を得ること。

### 第3 社会福祉法人の一般検査の実施の周期の延長について

平成29年度の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、「社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け社援発0427第1号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連盟通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添）において、会計監査人等による監査又は専門家による支援を受けた法人について、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができるとされている。

これを受け、県においても、最長で5年に1回まで検査周期を延長できることとしたので、会計専門家を活用されている法人にあっては、下記の延長要件の対応状況を確認するとともに、会計専門家が作成する報告書等については、県（法人主管課）へ提出された。

※ 対応が十分でない場合、検査の実施の周期の延長は適用されない。

#### 延 長 要 件

#### 【会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査（公認会計士又は監査法人によるもの）が実施されている法人】（5年に1回）

- 1 法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- 2 会計監査人等が作成した独立監査人の監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。
- 3 監査実施概要及び監査結果の説明書において不適正な行為等に関する報告がないこと。
- 4 計算書類、附属明細書及び財産目録に特に問題が認められないこと。
- 5 次の書類がホームページ又はワムネット等で公表されていること。  
※ホームページ（自法人、全国経営協等）で公表すべき書類：定款、役員報酬等の基準、役員等名簿  
※ホームページ又はワムネット等で公表すべき書類：現況報告書、計算書類
- 6 サービス活動収益の額が30億円を超える特定社会福祉法人にあっては、理事会で内部管理体制（11項目）が決定されていること。

**【公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上又は事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人】（4年に1回）**

- 1 法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- 2 公認会計士又は監査法人による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されていること。または、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されていること。
- 3 計算書類、附属明細書及び財産目録に特に問題が認められないこと。
- 4 次の書類がホームページ又はワムネット等で公表されていること。  
※ホームページ（自法人、全国経営協等）で公表すべき書類：定款、役員報酬等の基準、役員等名簿  
※ホームページ又はワムネット等で公表すべき書類：現況報告書、計算書類

#### 第4 高齢者・障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、数人から数十人のまとまった感染者の発生が確認される「クラスター」とも呼ばれる事例が社会福祉施設等でも多発していることなどを踏まえ、こうした事態に迅速かつ適切に対応できるよう、各施設において取り組むべき事前の対策と感染発生時の具体的対応について「「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」の策定について」（令和2年5月18日付け茨城県保健福祉部福祉担当部長通知）により示されているところである。

については、外部からのウイルスの侵入を防止するとともに、施設内での感染拡大防止対策が重要であると考えられることから、本マニュアルに沿って、各施設の状況に応じ適切な対応を講じられたい。

なお、救護施設、障害者支援施設及び障害児入所施設、老人福祉施設において、「新型コロナウイルス感染対策の適切な実施」を処遇部門の新たな点検（検査）事項として追加した。詳細は茨城県福祉指導課福祉監査室ホームページに掲載する「令和3年度社会福祉法人・施設一般検査各種様式」の「令和3年度社会福祉施設自主点検調書」のうち、「様式5-1 処遇：老人福祉施設」「様式5-2 処遇：障害者支援施設及び障害児入所施設等」「様式5-5 処遇：救護施設」を参照されたい。

#### 第5 社会福祉施設等の土砂災害対策等について

平成28年台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

については、対象となる施設の管理者等にあつては、避難確保計画の作成（施設内の掲示板等への掲示を含む。）及び市町村長への報告並びに避難訓練を実施し、避難体制の強化を図られたい。

#### 第6 福祉サービスに関する苦情解決結果の公表について

社会福祉事業の経営者は、法第82条の規定により、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされており、「『社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指

針について』の一部改正について」（平成29年3月7日付け社援発0307第6号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連名通知）を参考として、経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組んでいるところである。

とりわけ、苦情解決の結果の公表は、利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上につながることから、個人情報に関するものを除き、どのような苦情をどのように解決したか等の概要について、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載して公表されたい。

## 第7 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）により示されているところであり、地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実に努めていただきたい。